

大阪府森林所有者の会通信

2020.6 Vol.38

ジャケツイバラ
(撮影地：高槻市原)

ご挨拶

大阪府森林組合
代表理事組合長 栗本 修滋



代表理事組合長の栗本です。いつも組合にご支援とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

今年の春は新型コロナウイルスで不自由な生活を強いられていましたが、組合員の皆様のご協力を得て、円滑に総代を選出していただきました。



平成 30 年台風 21 号の被害状況

総代の方はもとより、組合員の皆様、お一人お一人の忌憚のないご意見を頂戴して組合の運営に活かしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここ数年、大阪府の森林はどこかで、大規模な災害を受けています。森林災害復旧作業は考えられない危険が潜んでおり、まさに命がけの作業

です。組合でも現実に深刻な労働災害が発生しています。コロナウイルスに対処して



危険な地形での倒木作業

いる医療従事者は感謝されますが、災害に備えて日々頑張っている作業従事者が被災すると、関係機関からおしかりを受けてしまいます。組合長として、作業に安全対策がなされていたか、安全教育が十分だったかなどについて、

反省するのは当然として、まずは被災された方に申し訳ないと思います。

森林作業の従事者に安全講習を充実し、高度な安全対策を求めています。組合だけでは限界があります。従事者の身体を守るため、合理的に危険な作業を減少させたいと思っています。このことを関係機関に要望する所存です。組合員の皆様にも、ご協力をお願い申し上げます。

全ての生物はウイルスに感染します。農業ではウイルス対策研究の歴史が長く、その成果としてウイルスフリーのイチゴ苗が普及しました。その結果、私たちはおいしく安いイチゴを食しています。

最近では植物を活用したワクチン開発研究も話題になっています。葉草だけでなく、ワクチンでも植物が人類に貢献できると考えると少しは明日が楽しみです。

総代選挙について

令和2年4月30日をもって、当組合の総代が任期満了となることを受け、本年4月6日に本店・支店において総代選挙の公告を行い、加えてくみあい通信の特別号を発行し、選挙のお知らせをしてまいりました。

総代選挙は、公告日を皮切りに各地区より立候補及び推薦を受け付け、4月13日午後5時で締め切りました。

その時点での立候補及び推薦を受けた者の人数を集計したところ、各地域とも定められた総代定員に過不足が生じなかったことから、選挙管理者が投票を行わないことを決定し、その時点で立候補及び推薦を受けた者が、総代として当選されました。

当選された総代は5月1日より就任、任期は令和5年4月末までとなります。

前総代各位におかれましては、長きにわたり、総代をお勤めいただき厚くお礼申し上げます。

また新総代各位におかれましては、総代会を通じて組合運営に忌憚のないご意見をいただくなど、ご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

Contents

ご挨拶	1	のせ・木の駅プロジェクト	5
総代選挙について	1	森林・林業交流研究発表会において、近畿中国森林管理局長賞を受賞	5
森林組合法の一部改正に向けて	2	台風被害木を活用したSDG s バッジ	6
森林環境譲与税を活用した木材利用について	3	森林保険	6
農林中央金庫大阪支店府内産木材家具を寄贈	3	組合の新しいメンバーの紹介	6
民法・不動産登記法等の見直しについて	4		



本年3月6日に「森林組合法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出されました。

この法案は国の森林・林業施策が大きな転換期を迎え、その中で森林組合が地域の森林管理の役割を担い、より活躍できる環境を整えるために制度を見直すものです。ここでは森林組合法改正に向けた背景や改正内容をご説明します。

背景

戦後、拡大造林された人工林が本格的な利用期に差し掛かってい



木材の循環利用のさらなる推進



ます。

この貴重な森林資源を「伐る」「使う」「植える」という循環利用を進めるとともに、先人が培った資源を、次代に受け継ぎ、発展させていくのが、国の林政における課題となっています。

そのような課題に対応するため、国では森林経営管理法や森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、運用が開始されたところです。

そのような中、地域の林業経営の重要な担い手と位置付けられる森林組合は、森林経営管理制度を推進させる「意欲と能力のある林

業経営者」として、森林の経営管理の集積と集約、木材の販売などの強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが期待されています。

これらを実行するために、森林組合と組合員との信頼関係を保ち、また地域の森林整備に取り組みながら、組合間の多様な連携手法の導入と正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化などを内容とする森林組合法の一部を改正する法律案」が3月6日に閣議決定され、第201回国会で審議されることとなりました。

法律案の概要

改正案は3つの項目から成り立っており、今回はこのうちの2点を重点的にご説明します。

1. 組合間の多様な連携手法の導入

今まで森林組合は、経営基盤の強化などを目的に、市町村間や流域、または当組合のように府県内で合併が行われてきました。

今後、さらなる経営基盤の強化を進めるうえで事業譲渡、吸収分割、新設分割の手法を取り入れることとしています。

①事業譲渡

現行法においても事業譲渡は否定されていなかったものの、明文化された規定がなかったため、その手続き方法などを明文化することとなりました。

これは事業の受け手の組合は規模拡大などにより事業を効率的に実施する一方、譲る側は強みを持つ事業に専念することを目的とします。



府県を超えての木材流通も可能に

具体には販売事業などを一部譲渡する場合は総会の決議が、すべてを譲渡する場合は総会の特別決議が必要であることとしています。

②吸収分割

事業譲渡と考え方は同じですが、吸収分割の場合は、債権者の個別同意を得ることなく包括的に承継することが可能となっており、広域連携などを行う場合は吸収分割を選択することが想定されます。

ただし債権者保護や行政庁への認可申請と登記が必要となるなど、手続き面で事業譲渡とは異なります。

③新設分割

2以上の森林組合または森林組合連合会が、それぞれの事業を分割して、新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする制度で、権利義務を包括的に承継することが可能となります。府県を超えて木材流通を担うこ

とで工場との価格交渉や海外輸出など、広域的な販売体制の強化を図るうえで、新設分割を利用した販売部門を統合した連合会音設立などが想定されます。

2. 正組合員資格の拡大

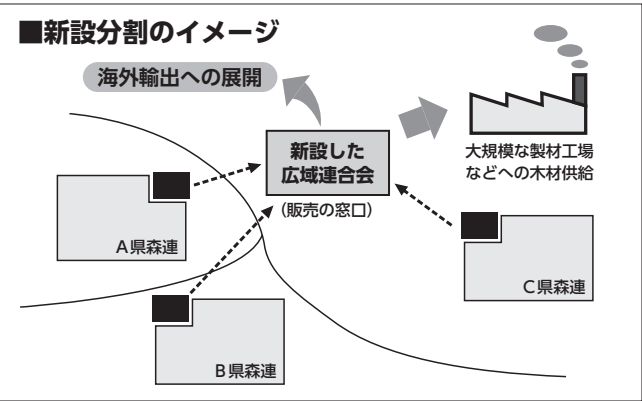
組合の健全な運営を進めるうえで、多様な組合員の意見を取り入れることは組合の活性化につながるものであり、今までの組合員に加え、若年もしくは女性の参画も求められます。

このため「同一世帯に属する者」を「推定相続人」に改め、指定を受けることができる人数制限を設けないこととし、女性や若年層の組合運営への参画を促したい考えです。

今までの森林組合法では森林所有者を正組合員として位置付けていることから、世帯主が正組合員になっている場合がほとんどと考え



木材の販売価格交渉も有利に



えられ、正組合員に女性の占める割合が農協と比較しても少ないのが現状です。

また同一世帯に属するもので、森林所有者から後継者として指定する一人の者については正組合員となることができるとされていますが、核家族化により経営に参画する者が別世帯になっているケースや、複数の者が経営に参画している場合でも一人しか指定できないなど後継指定が進まないことが問題として指摘されており、改正案に盛り込まれました。

まとめ

以上2点のほかには組合の事業執行体制の強化なども盛り込まれるなど、新たな森林経営管理の担い手としての新たな森林組合づくりに向けた法整備が進もうとしています。

森林組合としても、このような状況を追い風ととらえ、地域の森林管理の中心的な担い手として、さらなる飛躍を図るための契機したいと思います。

森林環境譲与税を 活用した 木材利用について

森林環境譲与税は、その財源を確保する森林環境税に先立ち、特別会計の借り入れや地方公共団体

金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、全国の市町村及び都道府県に、地域の私有林人工林面積割合や林業従事者、人口などによる譲与基準により、令和元年9月から譲与が開始されています。その使途として、市町村においては間伐の促進や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てられることとされています。

大阪府及び市町村においては、森林整備を推進させるための森林の調査や、森林所有者の森林経営

に関する意向調査の検討・準備が進められています。

そのなかで森林環境譲与税を活用した木材利用も進められており、大阪府内産木材の普及につながることから、組合でも積極的に取り組んでいます。

その中で、くみあい通信の特別号でも途中経過として取り上げました、河内長野市役所1階のレイアウト改修業務が完成しましたので事例としてご紹介いたします。

河内長野市では、窓口の総合化とアウトソーシングの導入を進めており、これらに対応するとともに、来庁される方が迷わずに目的を果たすことのできる窓口環境を構築し、市民サービスの向上を図るための、窓口等のレイアウト改修を計画され、プロポーザルにより事業者の募集が行われました。

その仕様には「おおさか河内材」を用いることが明記されており、組合も以前よりお付き合いのある「graf」と共同で提案を行ったところ、見事、優先交渉事業者として選定されました。

改修の内容は、「窓口サインの整備」「パーテーションの設置」に加え、市民ホールに設置する「閲覧用机」と「リーフレット置き

情報コーナー



情報コーナー



市民総合窓口

き」「掲示板」などであり、組合とgrafでは、整備するすべてに「おおさか河内材」を使用。

河内長野市の整備の目的である『おおさか河内材』の利用促進及び市民の森林への関心向上を図り、森林整備の推進に寄与するとともに、木の温もりを感じられ、来庁者に安らぎや心地よさを与える空間の創出』が実現できたものとして負しております。

森林の整備もさることながら、木材利用の拡大も組合に課された役割ですので、今後もこのような業務には積極的に取り組んでいきたいと思ひます。



市民総合窓口

農林中央金庫大阪支店 府内産木材家具を寄贈

農林中央金庫大阪支店様では、毎年、府内の公共施設に大阪府内産木材を使用した家具を寄贈されておられます。

一昨年、昨年と大阪府立の図書館にツールや掲示板などを寄贈いただきましたが、本年はワッハ上方（大阪府立上方演芸資料館・大阪市中央区）を対象施設として選定されました。

ワッハ上方は、「上方演芸の保存及び振興を図るとともに府民に上方演芸に親しむ場を提供し、大阪文化の発展に資する」ことを目的に平成8年に開設された、全国で唯一の演芸資料館です。

一時は吉本興業が指定管理者として運営していましたが、平成27年から大阪府の直営施設となりました。

今回は木製ツールと掲示板、演台と展示台を納めることとなり、昨年10月から豊能支店が主体となり、能勢町産のヒノキを材料に製作を開始し、令和2年1月末に寄



感謝状の贈呈式（左から田中副知事、福田支店長、栗本組合長）

贈・納品いたしました。

それを受けて2月3日にワッハ上方において、大阪府の田中副知事から農林中央金庫大阪支店 福田支店長に対し感謝状が贈呈されました。

農林中央金庫大阪支店様の木製品の贈呈は、単なる「モノ」を贈るのではなく、無機質な素材で囲まれる都心部の施設に、木が与える、やすらぎと心地よさを提供いただいているものと考えており、組合としても引き続き取り組みさせていただきます事業です。



木製ツール



設置された木製掲示板

民法・不動産登記法等の見直しについて

以前のくみあい通信でもご紹介しましたが、現在、日本国内で所有者不明の土地が増加しており、全国で九州の面積に匹敵する土地所有者が不明であるというのが現状です。

このことは相続手続きの不備などが主な原因ですが、高齢化社会が進む日本では、今後も所有者不明の土地が増加することが懸念されています。

この状況を受けて、昨年3月よ

り法制審議会が開催され、民法・不動産登記法等の見直しが議論されており、今秋の臨時国会への関連法案提出を前提として、制度の見直し案について本年1月10日から3月10日の間に広く意見を募集（パブリックコメント）していました。民法は広範囲かつ難解な条文で構成されているようなイメージがあり、とつきにくいとお考えの方も多いように思います。今回の見直しは、所有者不明土

地の取り扱いについて、現状に即した法改正が柱となっていますが、相続関係の見直しも含まれるなど、森林を所有される方には、しっかりとその動向を見極める必要があるように感じており、その内容をご紹介します。

見直し項目について

（1）共有制度の見直し

相続時に相続人が複数となった場合や、集合住宅など共有名義となった土地や建物の変更や処分をする際には、共有者全員の同意を得る必要がありますが、「一部の共有者と連絡が取れない」や「同意を得られない」となった場合に、手続きが滞るケースも増えています。その場合に催告等の手続きを経たうえで、様々な要因により回答が得られない共有者があるときは、その共有者以外の同意により決定できるように規定を見直す予定です。

（2）相続関係規定の見直し

隣り合った土地の間の法律的关系を民法上の法律用語で「相続関係」といい、「隣地使用権」「囲繞地通行権」「水流に関する権利」「囲障境界設置権」「竹木切除権」などが規定されています。

このなかで民法233条に規定される「竹木切除権」について、同条には「枝の切除」と「根の切り取り」が定められ、今回は「枝の切除」を一部見直すものです。

現行では、隣地に生える竹木の枝が敷地を越境した場合は、竹木の所有者に対し切除を申し入れることができますと規定されています。これを越境された土地の所有者も切除可能となるように見直すとい

うものです。

さらに「管理措置請求制度（隣地の管理が行き届かないことにより、自身の土地に損害が及ぶ、もしくは及ぶ恐れがある場合に、隣地の所有者に原因である事象の除去などさせることができる等）」に係る規定を新設することを盛り込んでいます。

（3）土地の所有権放棄を認める制度の創設

一定の要件を設定し、すべて満たせば、所有権放棄を認める制度の新設を盛り込んでいます。その要件とは

- ①土地の権利の帰属に争いがなく、筆界が特定されていること
- ②使用収益権や担保権が設定されておらず、所有者以外に土地を占有するものがないこと
- ③現状で土地を管理することが将来的にも容易な状態であること（崖地など管理困難な場合は放棄不可）
- ④審査手数料及び土地の管理に係る一定の費用を負担すること
- ⑤土地の譲渡先を探したが見つからないなど、譲渡することができないこととされています。

（4）相続登記申請の義務化（義務違反に対する過料の設定を含む）

以上の4点が検討内容として挙げられていますが、相続関係規定の見直しは、今後、大きな問題に発展するのではないかと危惧しています。

相続関係規定の見直し案を詳しく…

○越境した枝の切除

前述したように、現行では越境した枝の竹木の所有者しか切除できない規定を、越境された土地所有者も切除可能となるように見直すにあたり、以下の2案が想定されています。

- ①越境された土地所有者が事前通告なしに切除できるとする案
- ②原則として切除は竹木の所有者に切除させることとしたうえで、所有者不明や急を要する場合には越境された土地所有者が切除できるものとする案

ただ、いずれの場合においても、越境された土地所有者に何らの損害を与えていない枝の切除は現行の法律で過剰な権利の行使とみなされる行為は認められないものとなっています。

また切除に際し問題となるのが切除費用です。

- こちらも2案が想定されています。
- ①越境した枝が越境された土地所有者の土地の利用に支障を生じさせていることを鑑みて、竹木の所有者が負担する案
 - ②事前通告なしに越境枝を切除するとした場合は、竹木の所有者の負担とすることは公平ではなく、越境された土地所有者が負担する案

○管理措置請求制度

こちらも前述しましたが、隣接する管理がなされていない土地から自身が所有する土地に損害が及び、もしくは及ぶ恐れがある場合に必要な措置が講じることができるよう、以下の規定を新設する案となっています。

①土地所有者は隣地の所有者に損害が及び、もしくは及ぶ恐れのある原因の除去や予防工事（以下「管理措置」といいます。）させ

ることができる

※「損害が及び」とは林地から生じた物理的な事象によって、土地の利用が阻害される状態を、「損害が及ぶおそれ」とは単に観念的な可能性だけでは足りず、損害が及ぶとされる蓋然性があることを要するとされています。

- ②現に使用されていない隣地が管理不全であって、所有者不明や急を要する場合は、土地の所有者は自ら実施できる

※「使用されていない隣地」とは、管理されず放置され、がけ崩れなどが発生している土地を想定されており、宅地や柵が設置された土地などは除くものとされています。

枝の切除同様費用負担については、以下の2案が想定されています。

- ①隣地所有者の負担を前提としながら、土地所有者の受益の度合い、天災が原因の場合や土地所有者の責めに帰すべき事由がある場合などの状況を鑑み、隣地所有者は負担の減額を求めることができるとする案
- ②土地所有者と林地所有者が同等の割合で分担することを前提として、土地所有者と林地所有者の双方の責めに帰すべき事由があるときは、責めに帰すべきものの負担とする案

まとめ

以上、一部抜粋しましたが、民法・不動産登記法等の見直しの試案として挙げられています。

いずれも市街地で問題となっている事象の解決に対しての法整備化と受け取れますが、市街地以外にも適用されると大きな問題ををはらむものとして、今後の動向を注視したいと思っています。

所有者不明土地の発生を予防するための取り組み

不動産登記情報の更新を図る方策（抜粋）

▶相続登記の申請の義務化等	☐ 不動産を取得した相続人に、相続登記・住所変更登記の申請を義務付ける方向で検討 ☐ 相続人から簡易な申出による氏名・住所のみの報告的な相続人申告登記の新設等を検討 ☐ 登記漏れ防止のため、登記官が被相続人名義の不動産の目録を証明する精度の新設等を検討
▶土地所有権の放棄	☐ 土地の管理コストの他者への転嫁や、所有権を放棄するつもりで土地を適切に管理しなくなるモラルハザードが発生する恐れがあるため、限定された要件を満たす場合にのみ土地所有権の放棄を認め、放棄された土地の国に帰属させる方向で検討
▶遺産分割の期間制限	☐ 遺産分割がされずに長期間が経過した場合に遺産を合理的に分割する制度の創設に向けて検討



のせ・木の駅プロジェクト

能勢町において、昨年、地域の新たな取り組みとしてスタートした「のせ・木の駅プロジェクト」を今年も開催いたしました。

初の試みとなった昨年は、社会実験として2月下旬に1日間のみで開催し、約20トンの木材が集まりました。

昨年は大忙しだったこともあり、今年は2月1日(土)・2日(日)の2日間に増やして開催とすることとしました。



当日、買い取った木材

結果、両日ともに天候もよく、約40トンもの木材が集まり、総額約20万円で買い取りさせていただきました。

買い取った木材は、丁寧に仕分けをして、主に当組合の木材加工事業の原材料として有効に利用し

ておりますが、今後は買い取り量を増やし、多方面への活用を検討していきたいと考えています。

昨年からはじめたこの取り組みは、森林所有者にもう一度、森林に目を向けてもらい、森林所有者が主体となって、森林の手入れを進め、能勢の森林資源を継続的に循環させる仕組みづくりを行うことを目的に、能勢町、大阪府の協力を得て実施しています。



簡易計量器で重量計測

「のせ・木の駅プロジェクト」を通じた買い取りイベントは、森林所有者の皆様にも、所有される山の出しやすいつつから少量でも木材を搬出いただき、その販売を通じて、山から収入を得る喜びを感じていただきたいと考えています。

また、そのことが多くの人が山に入ることにつながり、持続的な森林資源の有効利用や、生物多様性の保全などに貢献するものとも考えています。

この「のせ・木の駅プロジェクト」は、他の地域にも波及していくことを期待して、毎年実施していく予定です。実施の折には「能勢町広報誌」等でご案内いたしますのでぜひご参加、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

森林・林業交流研究発表会において、近畿中国森林管理局長賞を受賞

近畿中国森林管理局では、公益的機能の高度発揮のための森林施業、民有林経営への支援となる林業技術や手法の確立、森林環境教育の推進、民有林・国有林が連携した森林・林業の再生に向けた取り組みや業務を通して得た創意工夫の成果の普及・定着を図り、幅広い関係者などからの発表会への参加を通して、相互の研鑽、交流、連携を深め、また人材育成に資するため、毎年11月に森林・林業交流研究発表会を開催されています。

組合では、本発表会に積極的に参加し、組合で取り組んだ研究成果を発表してきた結果、平成28年には、森林内での現地発生材を用いて、規模の小さい段階での山地災害の防止を目的とした「丸太交差工」で近畿中国森林管理局長賞を受賞した実績があります。

その後は毎年、様々な研究発表を行ってまいりましたが、令和元年度においては、大阪府の森林環境税「持続的な森づくり事業」によ



丸太交差工

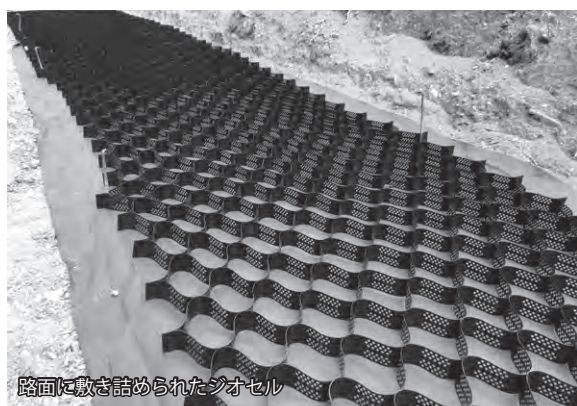
り森林作業道の恒久化を目的とした基盤整備において、南河内支店で取り組んだ「鉄鋼スラグを中詰め材に用いたジオセル舗装」を発表(発表者：南河内支店：中村孝・木村元紀、組合立森林研究所：西川静一)したところ、平成28年に続き、近畿中国森林管理局長賞を受賞することができました。

ジオセル工法とは、高密度ポリエチレン製でハニカム構造の製品を路盤に敷き詰め、その中に土砂や碎石といった中詰め材を充填・転圧することで路体が完成します。



組合の発表の様子

製品は軽量かつ短工期で工事が可能であり、コンクリートミキサ車が進入できない奥地でも施工可能であるという特徴を持ちます。一方、弱点としては車両の通行により、タイヤで中詰め材を掻き出すことが繰り返されると路体が壊れてしまう可能性などがあります。



路面に敷き詰められたジオセル

これらの課題をクリアするため、数種類の中詰め材を比較検討し、摩耗性や透水性などの試験を行い、森林作業道の舗装基準案を作成に至ったことを発表いたしました。

その結果、講評として「安価な素材を用いて生産性向上に寄与する取り組みである点」「林業の低コスト化に直結する技術開発に現



排水性テストの様子



車両のタイヤで摩耗計測

場での経験を生かして取り組んでいる」点を評価され、近畿中国森林管理局長賞を受賞するに至りました。

森林経営管理法や国有林野の樹木採取制度の創設にみられるように、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化している中、当組合においては、常に現場における作業の効率化や低コスト化を意識しつつ、このような発表の機会も活用し、研鑽に努めたいと思います。



平成30年9月に、大阪府内の森林に大きな被害を及ぼした台風21号。組合では大阪府内各地で、災害の復旧・森林再生を目指し、事業に取り組んでいます。



バッジの原材料となったヒノキ材
木口に赤印を入れ他の材と区別しています

その中でも市域の25%の人工林に被害が発生した高槻市北部では、市域を南北に貫く府道6号線沿いの森林が、髪の毛を撫でつけたように同じ方向に倒伏もしくは折損するなど、通行する人がしばしば車を止



SDGsバッジ

めて、その被害に見入る光景も散見されました。

都市住民の方々にも、身近な森林で大きな災害が発生したことを広く知っていただくとともに、復旧にご協力をいただくことを目的に台風被害木を活用したバッジを製作しました。

バッジのデザインは、国連のサミットで採択されたSDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の円形のロゴを使用し、SDGsの17の目標の一つである「陸の豊かさを守ろう」を高槻市域の被害地で達成することを目指します。

制作にあたっては、できるだけお求めやすい価格とするために、一定の製造ロットが必要でしたが、バッジの制作意図に共感と協力を申し出ていただいた大阪府生活協同組合連合会様より、府内の協同組合連携を進める意味を込めて一定個数のバッジの購入をしていただくことで、5,000個のバッジ制作にこぎつけることができました。

600円/個(税込み)で販売するバッジは、同連合会様の購入分と、組合の直接販売により、すでに4,000個近くを販売することができ、1個あたり100円を高槻市域の森林再生に活用したいと考えています。



4月から新しいメンバーが組合に加わりました。

豊能支店に配属となった小島洋平君は吹田市出身。一昨年10月に非常勤従業員として採用され、主に森林管理事業の現場管理に従事してきました。

昨年4月からはフォレストワーカーの研修を受けながら、管理のみならず伐採の仕事も学ぶなど、知識と技術の習得に努めてきました。少しでも仕事に慣れるため、



小島洋平君

様々なことを吸収する姿勢は、豊能支店でも高く評価され、今後の成長に大きな期待が寄せられています。

三島支店に配属となった林和弘君は、島本町の出身。一昨年の10月に非常勤従業員として採用後、主に森林整備の現場で活躍する高槻事業所に配属され、技能職員として採用後も、そのまま事業所で勤務してもらっています。

学生時代は野球一筋で、体育会系の特徴である上下関係を重んじ、上司の指示に真摯に取り組む姿勢は、事業所のメンバーとして、すぐに受け入れられました。



林和弘君

南河内支店に配属となった高津勇佑君は八尾市の出身。将来の仕事として公務員を目指していたものの、森林林業界に魅せられ、長野県森林大学で学ぶための学費を、自ら稼いで卒業に至った努力家です。

林業大学卒業後は、長野県の林業会社や現地の森林組合で業務経験を積み、実家へ戻るのを機に、求人募集していた当組合に応募。即戦力として昨年10月に臨時従業員として採用されました。現在は木材共販所で勤務してい

ますが、長野県での経験を生かし、今後、活躍の場を広げてくれるものと期待しています。



高津勇佑君

泉州支店配属となった長星一朗君は堺市出身。高校時代から音楽活動に傾倒し、思いを同じくする同級生とバンドを編成し、そのリーダーとして10余年、活動してきましたが、残念なことにメンバーの一人が脱退。それを機に森林林業の世界に飛び込んできた若者です。

森林・林業に関しては未経験ではありますが、音楽活動時代にリーダーとして、ライブの段取りや日程調整をこなしてきた実績は、きつと長君の森林組合での成長に大きな役割を果たしてくれるものと信じています。



長星一朗君

今後とも職員として登用、もしくは採用を進め、次代の大阪の森林を担う人材の確保と育成に努めます。



おもう大食品
心に残る贈り物
丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

大阪府森林組合の皆様には
特別価格でご案内申し上げます。
同封のチラシをご覧ください。

丸大食品株式会社 中日本特販営業課
〒557-0063 大阪市西成区南津守2-1-10
TEL 06(4398)3038 FAX 06(4398)3063